

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………一
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………一
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………一
- ………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………一
- 平成三年東京都選挙管理委員会告示第百十三号……………二
- ………(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………二
- 平成四年東京都選挙管理委員会告示第百九十六号……………三
- ………(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………三
- 平成五年東京都選挙管理委員会告示第百九十七号……………三
- ………(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………三
- 平成六年東京都選挙管理委員会告示第九十号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………三
- 平成七年東京都選挙管理委員会告示第百二十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………三
- 都市計画の図書の縦覧(二件)……………三
- ………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………三

## 告示

### ●東京都告示第千七十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月一日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 被処分者

- (一) 商号 プレミアム・エステート株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 風間 展文
- (三) 主たる事務 港区赤坂六丁目十一番十三号所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八二二二八号
- (五) 免許年月日 平成二十五年八月二十二日
- 二 処分年月日 平成三十年七月二十四日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

### ●東京都告示第千七十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置の変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成三十年 東大和市高木 延長  
第一項第五号 七月二十日 二丁目百三十九番五及び同 幅員  
の規定による 九・一〇  
道路 番六の各一部 〇・八四  
〇・八五

### ●東京都告示第千八十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成三十年八月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所 在 地	認定期間
社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町一番地	平成三十年八月一日から平成三十三年七月三十一日まで
医療法人社団健育会石川島記念病院	中央区佃二丁目五番二号	同右
国際医療福祉大学三田病院	港区三田一丁目四番三号	同右
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センタ	同区芝浦二丁目十六番十号	同右
愛育病院		

独立行政法人地域医療機能推進機構	同区高輪三丁目十番十一号	同右
東京高輪病院	新宿区信濃町三十五番地	同右
慶應義塾大学病院	文京区本駒込三丁目十八番二十二号	同右
東京都立駒込病院	台東区千束三丁目二十番五号	同右
東京都台東区立台東病院	墨田区八広二丁目一番一号	同右
医療法人社団仁寿会中村病院	江東区北砂二丁目一番二十二号	同右
医療法人財団寿康会寿康会病院	同区塩浜二丁目七番三号	同右
医療法人社団青藍会鈴木病院	品川区北品川五丁目四番十二号	同右
医療法人社団冠心会大崎病院東京ハートセンター	目黒区大橋二丁目十二番三十六号	同右
東邦大学医療センター大橋病院	大田区東雪谷四丁目五番十号	同右
公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院	同区池上六丁目一番十九号	同右
医療法人社団松和会池上総合病院	同区東矢口一丁目十七番十五号	同右
医療法人社団静恒会本多病院	世田谷区北烏山二丁目十四番二十号	同右
社会福祉法人康和会久我山病院	渋谷区代々木二丁目一番三号	同右
JR東京総合病院	杉並区今川三丁目一番二十四号	同右
医療法人財団荻窪病院	同区天沼三丁目十番	同右

ペンチスト会東京衛生病院	七番三号	同右
医療法人社団山斗会山中病院	同区西荻南二丁目二十五番十七号	同右
医療法人社団博栄会赤羽中央総合病院	北区赤羽南二丁目五番十二号	同右
公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町三十三番一号	同右
帝京大学医学部附属病院	同区加賀二丁目十番一号	同右
医療法人社団明芳会高島平中央総合病院	同区高島平一丁目七十三番一号	同右
愛里病院	足立区千住東一丁目二十番十二号	同右
社会福祉法人勝楽堂病院	同区千住柳町五番一号	同右
医療法人財団桜会桜会病院	同区千住桜木二丁目十三番一号	同右
医療法人社団洪泳会東京洪誠病院	同区西新井栄町一丁目十七番二十五号	同右
医療法人社団苑田会苑田第三病院	同区伊興本町二丁目五番十号	同右
医療法人社団厚友会足立東部病院	同区梅島二丁目三十五番十六号	同右
医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切三丁目三十番一号	同右
東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	同区青戸六丁目四十一番二号	同右
医療法人社団永生	八王子市散田町三丁目	同右

会南多摩病院	目十番一号	同右
町田市民病院	町田市旭町二丁目十五番四十一号	同右
医療法人社団三翔会おか脳神経外科	同区市根岸町千九番地四	同右
青梅市立総合病院	青梅市東青梅四丁目十六番の五	同右
医療法人財団川野病院	立川市錦町一丁目七番五号	同右
医療法人社団竹口病院	昭島市玉川町四丁目六番三十二号	同右
独立行政法人国立病院機構村山医療センター	武蔵村山市学園二丁目三十七番の一	同右
武蔵野陽和会病院	武蔵野市緑町二丁目一番三十三号	同右

二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤回年月日
慶應義塾大学病院	新宿区信濃町三十五番地	平成三十年七月三十一日
東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋二丁目十番七番六号	同右

**告 示 (選)**

●東京都選挙管理委員会告示第百四十五号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成三年東京都選挙管理委員会告示第百十三号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月一日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「6,760,861」を「6,824,753」と、「1,006,637」を「1,070,529」に改め、同部2支出総額の項中「6,122,825」を「6,186,717」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「64,637」を「128,529」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百四十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成四年東京都選挙管理委員会告示第九十六号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月一日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「8,072,386」を「8,136,278」と、「6,122,825」を「6,186,717」に改め、同部2支出総額の項中「6,990,885」を「7,054,777」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成五年東京都選挙管理委員会告示第九十七号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月一日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「8,246,227」を「8,310,119」と、「6,990,885」を「7,054,777」に改め、同部2支出総額の項中「7,892,235」を「7,956,127」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成六年東京都選挙管理委員会告示第九十号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月一日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「9,411,872」を「9,475,764」と、「7,892,235」を「7,956,127」に改め、同部2支出総額の項中「8,700,509」を「8,764,401」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成七年東京都選挙管理委員会告示第九十七号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月一日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「10,023,057」を「10,086,949」と、「8,700,509」を「8,764,401」に改め、同部2支出総額の項中「9,447,311」を「9,511,203」に改める。

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年八月一日

東京都知事 小池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画地 平成三十年六月二十一日港区告示第百七十九号

赤坂二丁目地区計画

東京都市計画地区計画 平成三十年六月一日墨田区告示第百九十九号

文花二丁目南地区地区計画

東京都市計画地域冷暖房施設 平成三十年四月十九日江東区告示第百二十六号

豊洲二・三丁目地区地域冷暖房施設

東京都市計画 平成三十年六月二十一日豊島区告示第百二十九号

一種市街地再開  
発事業 百三十号

南池袋二丁目  
C地区第一種  
市街地再開発  
事業

東京都市計画地  
区計画 平成三十年六月二十一日豊島区告示第二  
百三十一号

南池袋二丁目  
C地区地区計  
画

小平都市計画地  
区計画 平成三十年三月二十八日小平市告示第六  
十五号

小平都市計画  
道路三・四・  
二十三号国立

駅大和線沿線  
地区地区計画

調布都市計画地  
区計画 平成三十年三月三十日狛江市告示第二百  
一十一号

岩戸北二丁目  
周辺地区地区  
計画

西東京都市計画  
地区計画 平成三十年四月一日西東京市告示第六十  
九号

泉小学校跡地  
周辺地区地区  
計画

縦覧場所  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市  
計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北  
側)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係  
区市町村から次の都市計画の図書の送付があったので、同法  
第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の  
規定により縦覧に供する。  
平成三十年八月一日

東京都知事 小池百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都市計画地 平成三十年四月十三日千代田区告示第四  
域冷暖房施設 十八号

内幸町地区地  
域冷暖房施設  
東京都市計画地 平成三十年四月十三日千代田区告示第四  
域冷暖房施設 十九号

大手町地区地  
域冷暖房施設  
東京都市計画地 平成三十年四月十三日千代田区告示第五  
域冷暖房施設 十号

丸の内一丁目  
地区地域冷暖  
房施設  
東京都市計画地 平成三十年五月九日中央区告示第三百十  
八号

日本橋室町西  
地区地域冷暖  
房施設  
東京都市計画地 平成三十年五月二十五日中央区告示第三百  
四十九号

勝どき五丁目  
地区地区計画  
東京都市計画地 平成三十年四月十三日港区告示第二百二十  
三号

内幸町地区地  
域冷暖房施設

域冷暖房施設  
東京都市計画地 平成三十年四月十三日港区告示第二百二十  
四号  
竹芝地区地域  
冷暖房施設

東京都市計画高  
度地区 平成三十年六月一日墨田区告示第二百十  
号

東京都市計画地  
区計画 平成三十年六月十五日墨田区告示第二百  
三十五号

亀沢地区地区  
計画  
東京都市計画地 平成三十年四月十九日江東区告示第二百二  
十七号

豊洲六丁目地  
区地域冷暖房  
施設  
東京都市計画公  
園 平成三十年五月二十九日世田谷区告示第  
四百二十六号

第八・二・三  
十三号等々力  
農業公園  
東京都市計画生  
産緑地地区 平成三十年五月十七日中野区告示第六十  
六号

東京都市計画公  
園 平成三十年四月十日杉並区告示第五十四  
号

杉並第二・二  
・四十八号下  
高井戸四丁目  
公園  
東京都市計画駐  
車場整備地区 平成三十年四月二日豊島区告示第四百四十  
号

池袋駐車場整  
備地区  
東京都市計画高  
度地区 平成三十年六月二十一日豊島区告示第二

池袋駐車場整  
備地区

池袋駐車場整  
備地区

池袋駐車場整  
備地区

池袋駐車場整  
備地区

池袋駐車場整  
備地区

池袋駐車場整  
備地区

<p>度地区 百二十八号</p> <p>練馬第二・二 ・百四十六号 田柄二丁目公 園</p> <p>青柳・石田地 区地区計画 号</p>	<p>東京都市計画防 火地域及び準防 火地域 百二十九号</p> <p>東京都市計画地 区計画 一号</p> <p>南千住一・荒 川一丁目地区 地区計画</p> <p>東京都市計画地 区計画 二号</p> <p>荒川二・四・ 七丁目地区地 区計画</p> <p>東京都市計画地 区計画 三号</p> <p>荒川五・六丁 目地区地区計 画</p> <p>東京都市計画地 区計画 四号</p> <p>町屋二・三・ 四丁目地区地 区計画</p> <p>東京都市計画地 区計画 五号</p> <p>尾久中央地区 地区計画</p> <p>東京都市計画公 園 平成三十年六月一日東京都板橋区告示第 二百三十八号</p> <p>第三・三・三 十六号東板橋 公園</p> <p>東京都市計画公 園 平成三十年四月十九日練馬区告示第百九</p>	<p>東京都市計画地 区計画 七号</p> <p>西新井駅西口 周辺地区地区 計画</p> <p>東京都市計画地 区計画 七号</p> <p>東京都市計画地 区計画 七号</p> <p>千住大橋駅周 辺地区地区計 画</p> <p>府中市計画生 産緑地地区 十三号</p> <p>小平都市計画用 途地域 十一号</p> <p>小平都市計画高 度地区 十二号</p> <p>小平都市計画防 火地域及び準防 火地域 十三号</p> <p>小平都市計画地 区計画 十四号</p> <p>小川町一丁目 地区地区計画</p> <p>国立都市計画地 区計画 号</p> <p>谷保第一地区 地区計画</p> <p>国立都市計画地 区計画 号</p> <p>平成三十年四月一日国立市告示第六十三</p> <p>平成三十年四月一日国立市告示第六十四</p>	<p>寺之下地区地 区計画 号</p> <p>国立都市計画地 区計画 号</p> <p>下新田地区地 区計画</p> <p>調布都市計画用 途地域 十二号</p> <p>調布都市計画高 度地区 十三号</p> <p>調布都市計画防 火地域及び準防 火地域 十四号</p> <p>立川都市計画地 区計画 号</p> <p>桜が丘二丁目 地区地区計画 号</p> <p>西東京都市計画 地区地区計画 号</p> <p>向台町三丁目 ・新町三丁目 地区地区計画 七号</p> <p>福生都市計画地 区計画 七号</p> <p>箱根ヶ崎駅西 地区地区計画</p> <p>福生都市計画用 途地域 八号</p> <p>福生都市計画高 度地区 九号</p> <p>平成三十年三月三十日瑞穂町告示第六十</p> <p>平成三十年三月三十日瑞穂町告示第六十</p>	<p>平成三十年六月二十一日豊島区告示第二</p> <p>平成三十年四月一日荒川区告示第百二十</p> <p>平成三十年四月一日荒川区告示第百二十</p> <p>平成三十年四月一日荒川区告示第百二十</p> <p>平成三十年六月二十五日府中市告示第九</p> <p>平成三十年三月二十八日小平市告示第六</p> <p>平成三十年三月二十八日小平市告示第六</p> <p>平成三十年三月二十八日小平市告示第六</p> <p>平成三十年四月一日国立市告示第六十五</p> <p>平成三十年四月一日国立市告示第六十六</p> <p>平成三十年三月三十日狛江市告示第百二</p> <p>平成三十年三月三十日狛江市告示第百二</p> <p>平成三十年四月一日東大和市告示第十一</p> <p>平成三十年四月一日西東京市告示第七十</p> <p>平成三十年三月三十日瑞穂町告示第六十</p> <p>平成三十年三月三十日瑞穂町告示第六十</p>
--	---	--	---	---

福生都市計画特  
別工業地区  
縦覧場所

平成三十年三月三十日瑞穂町告示第七十  
号  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市  
計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北  
側)

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七  
号

郵便番号  
113-0001

